

諮問庁：北九州市長

諮問日：平成 30 年 5 月 25 日（諮問第 63 号）

答申日：平成 30 年 7 月 30 日（答申第 63 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報の開示請求について、一部開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

平成 29 年 1 月 27 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき行った保有個人情報開示請求に対して、平成 29 年 1 月 11 日付け北九西市第 1841 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が部分開示した一部開示決定処分（以下「原処分」という。）について、可能であれば、印鑑登録申請書裏面【記事】欄の不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

印鑑登録申請があった平成 14 年当時、登録申請者本人は入院中ではなく、自身で署名でき、自由に外出できる状態であったと思われる。

そこで、申請内容の詳細を確認するため、上記不開示部分の開示を求めるものである。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

平成 29 年 1 月 27 日、審査請求人より、条例第 16 条の規定に基づき、「亡母、〇〇〇〇（北九州市〇〇区〇〇 〇丁目〇-〇、H、〇〇、〇、〇〇日、〇〇区〇〇 〇-〇 〇〇〇〇にて、死亡）が印鑑登録の申請をした事がわかる申請書」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について開示請求があった。

当該開示請求に対し、平成 29 年 1 月 11 日付けで、旧条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号による改正前のもの）第 19 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該請求者以外のものの正当な利益を害するおそれがあるため」一部不開示とする原処分を行ったところ、これを不服とする本件審査請求が提起されたものである。

2 死亡した者の個人情報の開示請求について

条例第 2 条第 2 項において、「個人情報」は、「生存する個人に関する情報」として定義されているが、本件開示請求では、死者である対象者の個人情報について、その対象者の子である審査請求人が開示を求めたものである。

死者の個人情報に関する開示請求については、「遺族等による死者の個人情報開示請求取扱基準」（平成 19 年 1 月 29 日付け総務市民局長通知。以下「取扱基準」という。）により、条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、対象者である本人の相続人が自己に関する保有個人情報として被相続人の情報を請求する場合として認められており、原処分はこの扱いに沿って相続人である審査請求人に一部開示決定を行ったものである。

3 印鑑登録申請の手続について

(1) 印鑑条例及び印鑑条例の解釈と運用について

北九州市印鑑条例（昭和 38 年北九州市条例第 60 号。以下「印鑑条例」という。）第 3 条により、印鑑の登録申請者は、疾病その他のやむを得ない理由により、自ら出頭できないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる」と規定されている。

印鑑条例の解釈と運用では、代理人による登録申請があった場合、虚偽等の不正登録の防止から代理人の挙証をするものとされ、挙証の方法として、代理人に本人確認書類の提示を求める、印鑑登録申請書の記事欄（又は余白）に登録者との続柄及び登録申請者が来庁できない理由を聴聞して明記し、本人確認書類の種類・口頭による質問事項も記載するものとされている。

また、印鑑条例第 5 条及び北九州市印鑑条例施行規則（昭和 38 年北九州市規則第 60 号）第 2 条第 1 項により、登録申請者に対して回答すべき期限を付して、文書により照会し、回答書及び登録申請者が本人であることを確認するため区長が適当と認める書類と登録申請者又はその代理人に持参させることとなっており、解釈と運用では、文書照会の送付先として、入院中の者は、入院の事実が医師の診断書、電話等により確認できるものは入院先に送付することとされている。

(2) 原処分に係る印鑑登録申請の受付について

代理人が印鑑登録申請のため来所した際、代理人に対して本人確認書類の提示を求め、印鑑登録申請書裏面の【記事】欄に確認書類の種類及び番号等を記載し、併せて、登録申請者が来庁できない理由及び代理人と登録申請者の続柄を聴聞のうえ、記載したものである。

その際、代理人より登録申請者が施設に入所中である旨の申出があったことから、その事実確認のため、入所中の施設宛てに電話確認を行い、照会書を当該施設宛てに送付したものである。

4 本件対象保有個人情報の旧条例第 19 条第 1 項第 2 号該当性について

(1) 旧条例の適用と個人情報の取扱い

条例付則第 2 項の規定により、条例施行日の平成 17 年 4 月 1 日前に作成又は取得した保有個人情報は、従前の例によるとされている。

原処分に係る保有個人情報は平成 14 年 9 月 20 日付けで取得されているため、原処分については、旧条例が適用されるものである。

旧条例第 19 条第 1 項本文において、「実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる」と規定されており、同項第 2 号において、「開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な利益を害することになると認められるものは開示しないことができる」と規定されている。

旧条例に係る「個人情報保護制度の手引き」では、「正当な利益を害する」かどうかについては、本人と第三者の関係において、第三者が本人に知られたくないことについて正当な利益があるかを十分考慮して判断されるべきものである。なお、開示請求者が周知している事実、何人も知り得べき事実については、たとえ第三者に関する個人情報であっても正当な利益を害することになるとはいえないので、開示されることになるものであるとの取扱いをしている。

(2) 現行の条例における個人情報の取扱い

条例第 18 条に規定する保有個人情報の開示義務について、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定められており、不開示とされる情報の一項目として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とされている。

ただし、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」などは不開示情報から除外されている。

5 本件不開示部分に係る不開示理由について

(1) 来所した代理人の氏名及び印鑑について

不開示情報として、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号において、「開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な利益を害することになると認められるもの」と規定され、現行の条例第 18 条第 2 号にも同様の規定があることから、同号の規定の趣旨も踏まえ、不開示としたものである。

(2) 来所した代理人と本人の続柄の記載について

本件開示請求の場合、該当する者が複数名存在することも考え得るが、開示請求者又はその配偶者を除き、登録申請者の生活状況を知り得る関係等を踏まえ、開示することにより個人を特定できる可能性が高いと認められ、その場合、当該者の利益を害するおそれもあるため、上記(1)と同様の理由により不開示としたものである。

(3) 本人確認書類の種類、番号及び有効期限の記載について

本人確認書類の種類について、一般的には種類だけで個人を特定することは困難であるが、登録申請者の生活状況を知り得る者など他の情報と照合することで、個人を特定できる可能性が高くなると考えられる。また、原処分において、本人確認書類として申請書裏面に記載された書類を代理人が所有していることは、開示請求者が周知している事実、何人も知り得べき事実又は開示請求者が事実上の慣行として知ることができる情報と認めがたいため、不開示の扱いとしたものである。

本人確認書類の番号及び有効期限等については、通常、開示請求者が周知している事実、何人も知り得べき事実又は慣行として開示請求者が知ることができる情報とは認められないため、不開示としたものである。

(4) 登録申請者の入所施設への電話確認に係る記載について

記載された施設での担当職務及び担当者名については、開示した施設名と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、担当者名は、当該施設の役員等として一般に公開され、公知されたものでないため、開示請求者が周知している事実若しくは何人も知り得べき事実又は慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当しないため、開示請求者以外の個人に関する情報として不開示としたものである。

6 以上のとおり、原処分は、内容において何ら違法・不当な点はなく、本件審査請求は理由がないため、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 5 月 25 日 諮問の受理
- ② 平成 30 年 6 月 21 日 審議
- ③ 平成 30 年 7 月 24 日 処分庁からの意見聴取及び審議

第 5 当審査会の判断の理由

1 旧条例（第 19 条第 1 項第 2 号）の定めについて

条例の付則第 2 項（経過措置）において、施行日（平成 17 年 4 月 1 日）前に作成又は取得した保有個人情報については、従前の例によるとされているところ、本件対象保有個人情報は、平成 14 年 9 月 20 日付で申請された印鑑登録申請書であることから、当該付則条項に基づき、旧条例の適用を受けることとなる。

そして、旧条例では第 19 条第 1 項第 1 号から第 6 号が不開示情報に係る規定であり、原処分は同項第 2 号で定める「開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものに正当な利益を害することになると認められるもの」にあたることを理由に、個人情報の一部を不開示としている。

旧条例の解釈運用基準である「個人情報保護制度の手引き」によれば、同項第 2 号は、開示の請求があった個人情報に第三者（開示請求に係る個人情報の本人以外の個人、法人及びその他の団体をいう。）の正当な利益を害する個人情報が含まれる場合には、たとえ自己の個人情報であっても、これを非開示とすることを定めたものであるとする。

また、同手引きにおいて、「正当な利益を害する」かどうかについては、「本人と第三者の関係において、第三者が本人に知られたいくないことに正当な利益があるかどうかを十分考慮して判断されるべき」とするが、「開示請求者が周知している事実、何人も知り得べき事実については、たとえ第三者に関する個人情報であっても正当な利益を害することになるとはいえないので、開示される」としている。

2 原処分の不開示部分の旧条例第 19 条第 1 項第 2 号該当性について

(1) 本件対象保有個人情報の不開示部分

本件対象保有個人情報のうち、原処分で処分庁が一部不開示とした部分は、代理人に関する氏名、住所、印鑑、続柄、本人確認書類の種類・番号等及び印鑑登録申請者の入所施設宛てに市職員が確認を行った際の施設担当者の氏名、担当職務である。

これらの不開示部分に係る旧条例第 19 条第 1 項第 2 号該当性、すなわち「当該開示請求者以外のものの正当な利益を害する」と認められるか否かについて、以下のとおり、判断する。

(2) 代理人に関する不開示部分の不開示情報該当性

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号が第三者の正当な利益の保護を目的としているところ、「第三者」とは、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人」等とされている。この点、本事案は、印鑑登録申請者の子である開示請求者が、開示請求者本人の個人情報でもあるとして、開示請求を行っているのであるから、本人とは開示請求者を指し、代理人は開示請求者（本人）以外の個人であるから、代理人は「第三者」にあたる。

そして、印鑑登録申請者であれば、代理人の氏名等を認知しているものと考えられるが、本事案では本人にあたる開示請求者が代理人の氏名等を認知しているものでないから、何人も知り得べき事実とはいえない。

イ また、氏名、住所、印鑑、続柄は代理人個人を直接識別させる情報であり、本人確認書類の種類や番号等についても、それ自体では個人を識別しえないものの、他の情報と照合することにより個人を識別させるものといえる。

さらに、印鑑登録という個人にとって重要な手続を委任したという事実は、印鑑登録申請者と代理人との間に深い信頼関係が推認される場所、たとえ血縁関係が有ったとしても、他人にかかる信頼関係をみだりに知られたくないというプライバシーは認められるべきであり、開示されないことに正当な利益も認められる。

ウ よって、代理人に関する本件不開示部分は、第三者（代理人）が本人（開示請求者）に知られたくないことに正当な利益が認められるから、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号に該当するものとして不開示とした処分庁の判断は妥当である。

(3) 入所施設担当者に関する不開示部分の不開示情報該当性

ア 上記(2)アと同様、市職員が印鑑登録申請者の入所を確認した相手先である、施設担当者は、開示請求者（本人）にとって「第三者」にあたる。

そして、施設担当者の職務や氏名等は、通常、開示請求者が認知している事実や何人も知り得べき事実とはいえない。

イ また、施設担当者の氏名は、当該担当者個人を直接識別させる情報であり、担当職務についても、それ自体では個人を識別しえないものの、施設の規模を考慮すると、他の情報と照合することにより個人を識別させるものといえる。

さらに、氏名はみだりに他人に知られたくない情報であると思料されるから、開示されないことに正当な利益が認められるだけでなく、担当者の氏名は、当該施設の代表者や役員等と異なり、一般に公開されるものではないため、慣行

として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ともいえないから、現行の条例の規定を念頭においても、不開示は妥当である。

ウ よって、施設担当者に関する本件不開示部分は、第三者（施設担当者）が本人（開示請求者）に知られたくないことに正当な利益が認められるから、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号に該当するものとして不開示とした処分庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上のとおり、本件対象保有個人情報のうち不開示とされた部分について、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号に該当し、不開示情報にあたるもの処分庁の判断は妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

4 付帯意見

(1) 本件は、死者の個人情報に関して遺族が「自己を本人とする保有個人情報」にあたるものとして開示請求を行った事案であるが、処分庁からの聞き取りによっても、本件開示請求が「遺族等による死者の個人情報の開示請求取扱基準」に適合すると判断した根拠が明らかになったとはいいがたい面がある。

条例は「個人情報」を「生存する個人に関する情報」（条例第 2 条第 2 項）と定義し、死者の個人情報の開示については、前述の取扱基準に適合する場合に限定しているところ、その適合の判断にあたり慎重さを欠けば、死者のプライバシー等の権利・利益の侵害に繋がりがねない。

については、遺族等による死者の個人情報の開示請求の取扱いに関して、以下のとおり、関係部署に十分周知を図り、かかる取扱いには慎重を期すよう努められたい。

(2) 取扱基準の周知等

まず、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」であり、開示請求を行うことができる情報は「自己を本人とする保有個人情報」（条例第 16 条第 1 項）のみであるという個人情報保護制度の原則及び遺族等による死者の個人情報の開示請求を認める取扱基準の適用は例外的な取扱いであることについて、改めて関係部署に対し周知を図られたい。

次に、処分庁における取扱基準の適合性に係る判断にあたっては、死者の個人情報の中にはプライバシーに関する情報や遺族等に対しても知られたくない情報などが含まれている場合があり、死者の個人情報すべてを遺族等の「自己を本人とする保有個人情報」として、遺族等による開示請求を認めることには

問題があることに十分留意し、徒に遺族等の便益を配慮する方向に偏ることのないよう、慎重な判断を要する旨、併せて周知を図られたい。

(3) 開示請求を受け付ける際の取扱い

処分庁が死者の個人情報に関する開示請求を受け付けるときは、開示請求者に対して、当該開示請求が取扱基準に適合するか否かを処分庁が判断するに足る情報を開示請求書に記載させる必要があるほか、その補足として処分庁が開示請求者から聞いた情報はこれを録取し、当該開示請求に係る決裁文書と共に保存すべきである。

北九州市個人情報保護審査会

会長	櫻井弘晃
委員	時枝和正
委員	重永西子
委員	日高京子
委員	松木摩耶子